

令和3年 1月 20日

保護者様

京都市立桃陵中学校
校長 浅井 晃

「緊急事態宣言」発出に伴う今後の教育活動について

平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、京都市に緊急事態宣言が発出されたことを受け、宣言が解除されるまでの間について、下記のとおり、引き続き徹底した感染症対策を講じるとともに、適切に教育活動を実施して参ります。ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、今後の京都府内の感染状況や国の動向等を踏まえ、下記の対応を変更する場合は改めて通知等を行います。

記

1. 各教科等の活動について

- ・学年を超えて一堂に集まるなど、大人数となる教育活動は、原則、行いません。
- ・各教科等の学習活動において、文科省「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」と文科省が示す以下の活動について、緊急事態宣言の発出中は、一時的に停止します。
- ・下記以外の活動であっても、生徒等同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う活動など、感染リスクの高い活動については、可能な限り実施を避けます。
- ・特に体育の授業は、可能な限り屋外で実施し、体育館など屋内で実施する場合は、呼気が激しくなるような運動をできる限り避けます。着替え、移動の際、授業中、教師による指導内容の説明の場面、用具の準備や後片付けの時など、生徒が運動を行っていない際は、マスクを着用します。

- ・各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽科における「室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・美術科における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭科における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・保健体育科における「生徒が密集する活動」や「近距離で組み合ったり接触したりする活動」

2. 学校行事等について

- ・校外学習・体験活動等は実施しません。
- ・外部講師を学校に招いて実施する活動や、地域・関係団体と連携した校内での活動等は実施しません。
- ・令和2年度卒業式は、縮小した形での実施をします。

3. 生徒の欠席の取扱いについて

- ・日常的な医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患等があるため出席を控える生徒、また、各ご家庭の意向等により欠席する生徒等について、「出席停止・忌引き等」（「校長認定日」とします。

4. 部活動について

- ・活動時間は、平日・休日ともに2時間以内とします。
- ・平日の活動は、16時15分までとして、16時30分に完全下校とします。
- ・活動は保護者の理解と同意のもとに行います。
- ・他校との練習試合、合同練習等は中止し、校内の活動のみとします。（公式戦以外）
- ・健康観察票や日々の観察により、生徒の健康管理を徹底します。少しでも体調に不安のある場合は活動への参加を自粛していただきます。

5. 家庭内での感染防止について

この間、生徒に確認された新型コロナウイルス感染で、初発者の9割以上が保護者等の感染に伴う家庭内感染を起因としています。家庭内においても、できる限りの感染対策をお願いします。

- ・健康観察や室内換気、マスク着用や手洗いの徹底、食器・タオルの共用を避ける等をできる範囲で行ってください。
- ・不要不急の外出は控えて下さい。特に外食や午後8時以降の外出は控えて下さい。
- ・少しでも体調がすぐれない場合は、休養をして下さい。

6. 学校の業務について

- ・学校の閉鎖時刻は、午後7時とします。
- ・PTA や地域諸団体の学校施設の利用についても、午後7時までとします。